3 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1	今回の	なっ	++ 4	.笙	の海亜
	- THI ()	י תאו	א נוו	<i>1</i> = 1	リノベスタテ

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年11月まで

昭和48年12月に会社を退職した時、母親から「年金は一生の事だから絶対に納付しなさい。」と言われ国民年金に加入した。

国民年金保険料は銀行口座から失業保険金を引き出して、銀行の窓口で納付書により納付していた。

国民年金保険料を納付していたことを憶えているので、社会保険庁の記録では申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く 国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居し、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母及び姉は申立期間を含む国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は銀行口座から失業保険金を引き出して、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人は失業保険金を昭和49年1月から同年9月まで受給していたことが、申立人が所持する失業保険金受給資格者証により確認できることから、申立人の申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年8月ごろ払い出されており、申立期間のうち48年12月から49年3月までは過年度納付、49年4月から同年11月までは現年度納付が可能な期間である上、申立人は結婚後も国民年金に任意加入して保険料を納付しており、国民年金保険料の納付意欲が高かったことがうかがえることから、国民年金手帳記号番号払い出し前後の期間である申立期間の国民年金保険料を納付しないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 384

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年9月まで

② 昭和45年10月

③ 昭和45年11月から54年5月まで

私は、結婚前には国民年金に加入していなかったが、結婚後の昭和 45 年 11 月に居住していたA市B区で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料の納付方法や保険料額については記憶に無く、領収書等は 転居の際に処分し保管していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間は合計 110 か月と長期間であり、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月にA市C区で払い出されたことが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この時点では申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間③においては、申立人の夫は共済組合の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間③は、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付することができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金加入及び保険料納付についての申立人の記憶は曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 385

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から41年3月までの期間は、国民年金に未加入となっているが、36年ごろ、町内会の人が数人で、国民年金の加入勧奨に何度も来ていたことを憶えている。自営業であったため制度発足当初から国民年金に加入していたと思う。

毎月、町内会による国民年金保険料の集金が行われており、町内会の役員を通じ保険料を納付していたことを憶えているので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間は、60か月と比較的長期間であり、申立人の夫も、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間において申立人の夫は普通恩給の受給者であって、制度上、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって被保険者となることはできず、保険料を納付することができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、町内会の役員に勧められて国民年金に加入し、町内会の役員を通じて国民年金保険料を納付したとしているが、当時の町内会の役員は既に死亡しているため、加入勧奨状況、集金状況等を確認できず、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 386

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から41年3月までの期間は国民年金に未加入となっているが、36年ごろ、町内会の人が数人で、国民年金の加入勧奨に何度も来ていたことを憶えている。自営業であったため制度発足当初から国民年金に加入したと思う。

毎月、町内会による国民年金保険料の集金が行われており、町内会の役員を通じ保険料を納付していたことを憶えているので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間は、60か月と比較的長期間であり、申立人の妻も、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間において申立人は普通恩給の受給者であって、制度上、申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって被保険者となることはできず、保険料を納付することができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、町内会の役員に勧められて国民年金に加入し、町内会の 役員を通じて国民年金保険料を納付したとしているが、当時の町内会の役員は 既に死亡しているため、加入勧奨状況、集金状況等を確認できず、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。